

第17回 川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月25日(火)午後2時00分から

2. 開催場所 川西町役場 大会議室

3. 出席委員(10名)

会 長 10番 新野 勝廣

会長職務代理者 9番 高橋 孝博

委 員 1番 竹田 浩徳 2番 阿部 つや子 3番 遠藤 愛 4番 平田 壽和
5番 後藤 満良 6番 勝見 和彦 7番 竹田 総一 8番 市川 博幸

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第44号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 5 報告第45号 非農地証明の結果報告について

第 6 議 第 73号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)

第 7 議 第 74号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
(所有権の移転)

第 8 議 第 75号 農地転用に伴う事業計画変更申請に対する意見について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤賢一、農地主査 竹田智弘、主任 梅津智史、主事 田口実加子
主事 高橋秀仁

6. 会議の概要

(会長新野勝廣は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により議長となる。)

議長 新野勝廣

ただ今より、第17回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程により進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席3番遠藤愛委員、議席5番後藤満良委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については、事務局職員より竹田農地主査並び

に梅津主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りします。会期を本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第44号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を上程いたします。
事務局の報告を求めます。

主事 高橋 秀仁

1ページをお開きください。報告第44号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので報告する。令和6年6月25日報告、川西町農業委員会会長名。申請件数は2件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。(以下議案書を読み上げる)以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第5、報告第45号、非農地証明の結果報告について、を上程いたします。事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

2ページをお開きください。報告第45号非農地証明の結果報告について、申請件数は2件です。

3ページをお開きください。願人、●●、大字中字片町南2442-17、田 6.12 m²。非農地となった時期及び事由については、平成12年ごろから現況宅地となっております。申請者の子が平成12年に住宅新築した宅地に隣接した農地であり、そのころから宅地と一体的な利用をされている。住宅前の県道整備時の残地のような土地で面積も小さく今後も農地として利用する考えはないとのことです。令和6年6月17日に勝見委員、竹田委員、事務局で現地調査をしたところ、申請のとおり相違ないことを確認しております。

次に4ページです。願人●●、大字下奥田字毘沙門堂892-5、田 9.74 m²です。非農地となった時期及び事由については、平成6年頃から現況宅地です。元々宅地ですが国土調査が入った平成4年頃は一部が苗代として田の状態でしたが、また宅地として戻し利用していたということです。土地のすぐ横が宅地で作業小屋が建っている状態です。面積も小さく今回の申請に至ったと思われます。こちらも令和6年6月17日に勝見委員、竹田委員、事務局で現地調査をいたしまして申請のとおり相違ないことを確認しております。以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第6、議第73号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主事 田口 実加子

5ページをご覧ください。議第73号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので、委員会の可否を求める。令和6年6月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は3件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字上小松字二井町前3969-2、田 294 m²、計田 2筆 2,308 m²、離農、経営規模拡大です。2番●●、●●、大字黒川字本屋敷二1897-1、畑 82 m²、計畑6筆 704.38 m²、離農、経営規模拡大です。3番●●、●●、大字大舟字細入2263、田 663 m²、離農、経営規模拡大です。

今回の申請について、譲受人の農機具の保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席9番高橋孝博委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番について、6月17日に推進委員嶋貫委員と私が現地調査をしました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10a対価●●円は妥当と判断します。よろしく願います。

議長 新野 勝廣

次に、番号2番の件について、議席6番勝見委員より報告願います。

委員 勝見 和彦

番号2番について、6月15日に推進委員渡部委員が現地調査いたしました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10a対価●●円は妥当と判断します。よろしく願います。

議長 新野 勝廣

次に、番号3番の件について、議席1番竹田浩徳委員より報告願います。

委員 竹田 総一

番号3番について、6月24日に推進委員後藤委員が現地調査しました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。譲り受け人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10a対価●●円は妥当と判断します。よろしくをお願いします。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第7、議第74号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

6ページ目をお開きください。議第74号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から農地の転用に伴う使用貸借権の設定について許可申請があったので、知事に送付の意見を伏せられたい。令和6年6月25日提出、川西町農業委員会会長名。

1番譲渡人●●、譲受人●●、土地は大宇上小松字高田1961-2、田 157 m²、計田 1 筆 157 m²、畑 1 筆 125 m²です。農地区分が第2種農地で一般住宅を建設するための申請となります。別添の資料No.1、農地転用の補足資料により補足させていただきたいと思います。補足資料の1ページ2ページが申請書の写しとなります。3ページ目に今回の申請地、黄色が申請箇所となります。転用に係る土地利用計画図は5ページのとおりでございます。総事業費は●●円でございます。資金調達は全額融資の計画です。融資証明書によって確認しております。汚水と排水は合併浄化槽、雨水は地下浸透の計画です。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断いたします。以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席1番竹田委員より報告願います。

委員 竹田 総一

番号1番について、令和6年6月17日に勝見委員と私と事務局で現地調査してきました。申請の地は上小松地内にある第2種農地の田畑であり、一般住宅を建設するための申請です。転用後は約50cmの盛土を行いますが植生による法面保護を行い周辺農地への影響もないため申請の内容

に問題はないと判断します。よろしくをお願いします。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

休憩をお願いします。

(休憩)

休憩前に戻ります。事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

ご質問等ないようでしたら、お諮りします。

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可相当の意見を付し、県知事に送付することに決定いたします。

日程第8、議第75号、農地転用に伴う事業計画変更申請に対する意見について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

7ページをお開きください。議第75号、農地転用に伴う事業計画変更申請に対する意見について、下記の者から農地の転用に伴う事業計画変更申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。令和6年6月25日提出、川西町農業委員会会長名。

1番申請人●●、土地は大字上小松字観音下4041-2、田 4,418 m²、計田14筆 23,604 m²。農地区分は第2種農地で工場建設を目的とした転用となります。付記として、工場建設用地として令和元年度に農地転用を許可しておりますが、コロナ禍や資材高騰のため事業を進めることが困難な状況であったが、状況が落ち着いたため当初計画を一部変更して実施することとなったものです。面積は変わらず、建物や駐車場の配置を変えて事業を進める内容となっております。当初の許可基準に沿った変更計画と判断いたしますので、よろしく願いいたします。

議長 新野 勝廣

次にただ今の説明に関連して担当委員による現地調査等の結果について、報告を求めます。

番号1番について、議席1番竹田浩徳委員より報告願います。

委員 竹田 総一

番号1番について、令和6年6月17日に勝見委員と私と事務局で現地調査してきました。申請の地は上小松地内にある第2種農地の田であり、当初令和元年度に許可が出た案件の事業計画変更申請です。変更後は約50cmの盛土を行いますが、L型擁壁による法面保護を行い、周辺農地への影響もないため申請の内容に問題はないと判断します。よろしくをお願いします。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

はい、9番高橋委員。

委員 高橋 孝博

危険物倉庫とありますが、危険物の中身は何だかわかりますか。

主査 竹田 智弘

建物の中に何を入れるかまでは聞いていません。

委員 高橋 孝博

この土地は道路を挟んで農地があると思いますので影響がないのか心配になりました。

主査 竹田 智弘

当時の図面も見ながら後ほどお話しさせていただきます。

議長 新野 勝廣

その他、ご質問のある方いらっしゃいますか。

無いようですので、お諮りいたします。

本件について、賛成の委員のかた挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって本件については同意の意見を付し、県知事に送付することに決定いたします。

これをもって、第17回川西町農業委員会総会を閉会いたします。

この会議録は書記の記載したものであるが、正確を証するためここに署名する。

令和6年6月25日

川西町農業委員会議長	会 長	<u>新野 勝彦</u>
議事録署名委員	3番	<u>遠藤 愛</u>
議事録署名委員	5番	<u>後藤 満良</u>

